

令和元年度当初予算における地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の第2次協賛について

(53)

施設 規模	補助費	補助対象施設	スプリンクラー設備等整備		配電化整備		非常用自家発電設備設置		ブロック塀等改修整備			
			既存の小規模高齢者施設等のスプリンクラー設備等整備事業		認知症高齢者グループホーム等防犯改善等 支援事業（配電化分）		認知症高齢者グループホーム等防犯改善等 支援事業（大規模増備等分）		高齢者施設等の非常用自家発電設備設置事業		高齢者施設等の安全対策強化事業	
			補助率：定額	補助率：定額	補助率：国1/2、事業費1/2	補助率：国1/2、事業費1/4	補助率：国1/2、事業費1/4	補助率：なし	補助率：なし			
			補助上限：9,710円/m <sup>2</sup> （※1） 補助下限：なし	補助上限：773万円 or 1,540万円/施設 補助下限：60万円/施設（但し、非常用自家発電設備設置はなし）	補助上限：459万円/施設 補助下限：なし	補助上限：なし 補助下限：なし						
正 規 3 0 人 以 上 の	都道府県 (指定都市・ 中核市 を含む)	① 特別養護老人ホーム 及び併設される老人短期入所施設（※2）	-	-	○（459万円）（特養に限る）	○						
		② 特養老人ホーム（ケアハウス・A型・B型）	○	-	○（459万円）	○						
		③ 介護老人保健施設	-	-	○（459万円）	○						
		④ 介護医療院	-	-	○（459万円）	○						
		⑤ 介護老人ホーム	-	-	○（459万円）	○						
		⑥ 有料老人ホーム	○	-	-	○						
		⑦ 通所介護事業所（※3）	△（※4）	-	-	○						
		⑧ ③以外の老人短期入所施設	-	-	-	○						
		⑨ 老人福祉センター（特A型・A型・B型）（※2）	-	-	-	○						
		⑩ 老人福祉施設付設作業所（※2）	-	-	-	○						
		⑪ 老人介護支援センター（在宅介護支援センター）（※2）	-	-	-	○						
		⑫ 在宅介護型施設（※2）	-	-	-	○						
地 域 定 員 2 9 人 以 下 の	市区町村 (指定都市・ 中核市 を含む)	① 地域密着型特別養護老人ホーム 及び併設される老人短期入所施設（※2）	-	○（1,540万円）（特養に限る）	-	○						
		② 小規模ケアハウス	○	○（1,540万円）	-	○						
		③ 都市型特養老人ホーム	○	○（773万円）	-	○						
		④ 小規模介護老人保健施設	-	○（1,540万円）	-	○						
		⑤ 小規模介護医療院	-	○（1,540万円）	-	○						
		⑥ 小規模介護老人ホーム	-	○（773万円）	-	○						
		⑦ 小規模有料老人ホーム	○	-	-	○						
		⑧ 地域密着型通所介護事業所（※3）	△（※5）	-	-	○						
		⑨ 認知症対応型通所介護事業所	△（※5）	○（773万円）	-	○						
		⑩ ③以外の小規模老人短期入所施設	-	-	-	○						
		⑪ 認知症高齢者グループホーム	-	○（773万円）	-	○						
		⑫ 小規模多機能型居宅介護事業所	○	○（773万円）	-	○						
		⑬ 看護小規模多機能型居宅介護事業所	○	○（773万円）	-	○						
		⑭ 定期巡回・随時対応型訪問介護事業所	-	○（773万円）	-	○						
		⑮ 夜間対応型訪問介護ステーション	-	-	-	○						
		⑯ 介護予防拠点	-	○（773万円）	-	○						
		⑰ 地域密着支援センター	-	○（773万円）	-	○						
		⑱ 生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）	○（※6）	○（773万円）	-	○						
		⑲ 緊急ショートステイ	-	○（773万円）	-	○						
		⑳ 施設内保育施設	-	○（773万円）	-	○						

※1 1,000㎡未満の施設を対象。また、別途、ポンプユニットは上限244万円/施設（スプリンクラー整備に伴うものに限る）、自動火災報知装置は109万円/施設（300㎡未満）、火災報知装置は32.5万円が上限額/施設（500㎡未満）がある。

※2 定員規模に関わらない。

※3 通所介護事業所は定員19人以上、地域密着型通所介護事業所は定員18人以下。

※4 指泊を伴うものうち、都道府県知事が特に必要と認めた場合に限る。

※5 指泊を伴うものうち、市区町村長が特に必要と認めた場合に限る。

※6 生活支援ハウスのほか、指泊を伴う高齢者施設等のうち、市区町村長が特に必要と認めた施設を含む。

